

山梨県公報

号外第六十七号

平成二十年

十一月二十七日

木 曜 日

目 次

規 則

- 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則……………一
- 建築士法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………五

規 則

山梨県規則第四十八号

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則を次のように定める。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律等の施行に伴う関係規則の整備に関する規則

(知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則の廃止)

第一条 知事の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則(昭和三十三年山梨県規則第四十三号)は、廃止する。

(山梨県職員給料支給規則及び技能労務職員の給与に関する規則の一部改正)

第二条 次に掲げる規則の規定中、「公益法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」を「公益的法人等への山梨県職員の派遣等に関する条例」に改める。

一 山梨県職員給料支給規則(昭和二十七年山梨県規則第五十一号)第四条第一項第五号

二 技能労務職員の給与に関する規則(昭和三十六年山梨県規則第六十一号)第一条及び第九条第二項

(山梨県県税条例施行規則の一部改正)

第三条 山梨県県税条例施行規則(昭和三十六年山梨県規則第十四号)の一部を次のように改正する。

第二十條の五中、「第三十三條第一項第一号」を「第三十三條第一項」に、「これ」を「これら」に改め、同條第四号中、「第二百六十條の二第一項の認可を受けた地縁による団体」を「第二百六十條の二第七項に規定する認可地縁団体」に改める。

第二十二條の十二第四号中、「私立学校法」を「又は私立学校法」に改め、「又は民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四條の法人」を削り、「設立登記前」を「設立登記の日前」に、「第七十三條の四第一項第二号、第三号又は第六号」を「第七十三條の四第一項第二号又は第三号」に、「設立登記後」を「設立登記の日以後」に、「同法同條同項第二号、第三号又は第六号」を「同項第二号又は第三号」に改め、同項第四号の二を次のように改める。

四の二 一般社団法人若しくは一般財団法人又はこれらの法人の設立関係者が、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第九條第一項の規定による名称の変更の登記の日前において、法第七十三條の四第一項第三号又は第七号に規定する施設の用に供する目的で不動産を取得し、当該登記の日以後に当該登記により名称の変更がされた公益社団法人又は公益財団法人が当該不動産を同項第三号又は第七号に規定するそれぞれの用に供した場合の当該不動産

第五十三條の二第一項第二号中、「財団法人結核予防会」の下に、「(昭和十四年五月二十二日に財団法人結核予防会という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第三号中、「財団法人山梨県健康管理事業団」の下に、「(昭和四十一年五月四日に財団法人山梨県寄生虫予防協会」という名称で設立された法人をいう。)」を加え、同項第四号中、「財団法人山梨県交通安全協会」の下に、「(昭和四十五年三月二日に財団法人山梨県交通安全協会」という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第六十四條第五項第二号八中、「財団法人日本データ通信協会」の下に、「(昭和四十八年十二月十日に財団法人日本データ通信協会」という名称で設立された法人をいう。)」を加える。

第四百四十六號様式において同じ。)」を加える。

第四百四號様式の二中

母 呼 冊 限 の 認 認	冊
---------------	---

(法人税 (事業税) 冊)	冊	(法人税 (事業税) 冊)	冊)
---------------	---	---------------	----

を		非 有 (法人税 (備置税)	非 有 (法人税 (備置税)
母 期 限 の 認 定	法 人 区 分	公 益 認 定 法 人	
月) 月)	非 有 (法人税 (備置税)	月) 月)	に 改
非 利 利 型 法 人		非 利 利 型 法 人	

める。

第四条 山梨県種畜検査保護条例施行規則(昭和三十七年山梨県規則第十号)の一部を次のように改正する。

(山梨県種畜検査保護条例施行規則の一部改正)

別表中「別表」を「別表(第四条関係)」に改め、同表各号列記以外の部分中「行なう」を「行う」に改め、同表第一号(一)中「社団法人ホルスタイン登録協会登録規程」を「社団法人日本ホルスタイン登録協会(昭和二十五年十一月五日に社団法人日本ホルスタイン登録協会という名称で設立された法人をいう。)(が定めるホルスタイン種の登録に係る規程」に改め、同号(二)中「社団法人日本ジャージー登録協会登録規程」を「日本ジャージー登録協会が定めるジャージー種の登録に係る規程」に、「初代予備登録」を「初代予備登録牛」に改め、同表第二号(一)中「日本褐毛和牛登録協会登録規程」を「社団法人日本あか牛登録協会(昭和二十七年五月三十日に社団法人日本褐毛和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。)(が定める褐毛和種の登録に係る規程」に、「高等登録」を「高等登録牛」に、「の本登録」を「の本登録牛」に改め、同号(二)中「全国和牛登録協会登録規程」を「社団法人全国和牛登録協会(昭和二十三年十二月二十八日に社団法人全国和牛登録協会という名称で設立された法人をいう。)(が定める黒毛和種の登録に係る規程」に改め、同表第三号中「社団法人軽種馬登録協会」を「財団法人日本軽種馬登録協会(昭和四十六年七月一日に財団法人日本軽種馬登録研究という名称で設立された法人をいう。)(が定める軽種馬の登録に係る規程」に改め、同表第四号(一)中「社団法人日本種豚登録協会登録規程」を「社団法人日本養豚協会(昭和二十四年一月二十日に社団法人日本種豚登録協会という名称

で設立された法人をいう。)(が定める豚の登録に係る規程」に、「若しくは繁殖能力豚」を「繁殖能力豚」に改め、同表第五号(一)中「社団法人日本種羊登録協会の登録規程」を「社団法人畜産技術協会(昭和四十年七月一日に社団法人畜産技術連盟という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。)(が定めるめん羊の登録に係る規程」に改め、同表第六号(一)中「社団法人日本山羊登録協会の登録規程」を「社団法人畜産技術協会が定めるやぎの登録に係る規程」に、「名譽高等登録及び高等登録」を「名譽高等登録やぎ及び高等登録やぎ」に改める。

第五条 山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項中第二十四号を第二十五号とし、第十九号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げる。

別表第一の一の表総務部の部私学文書課の項第十八号中「社団法人及び財団法人」を「特例民法法人」に改め、同号を同項第十九号とし、同項第十七号の次に次の一号を加える。

十八 公益社団法人及び公益財団法人並びに移行の認可を受けた一般社団法人及び一般財団法人に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部医務課の項第十三号中「社団法人及び財団法人」を「特例民法法人」に改める。

第六条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の二の表私学文書課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十一号までを一号ずつ繰り上げ、同項に次のように加える。

十一 公益社 団法人及び 公益財団法 人の認定等 に関する法 律(平成十 八年法律第 四十九号) の施行に関	1 第八条(第十一条第四項及び第二十 五条第四項において準用する場合を 含む。)の規定による許認可等行政機関 山梨県警察本部長及び国税庁長官等の 意見の聴取	2 第十条(第十一条第四項及び第二十 五条第四項において準用する場合を 含む。)の規定による公示
--	--	--

する事務

3	第十一条第一項の規定による公益目的事業の種類又は内容等の変更の認定
4	第十三条第二項の規定による公示
5	第二十四条第二項の規定による公示
6	第二十五条第二項の規定による公益法人の合併による地位の承継の認可
7	第二十六条第四項の規定による公示
8	第二十八条第一項の規定による公益法人に対する必要な措置の勧告
9	第二十八条第二項の規定による公益法人に対する必要な措置の勧告の内容の公表
10	第二十八条第三項の規定による公益法人に対する勧告に係る措置の命令
11	第二十八条第四項の規定による公示
12	第二十八条第五項（第二十九条第三項において準用する場合を含む。）の規定による許認可等行政機関、山梨県警察本部長及び国税庁長官等の意見の聴取
13	第二十九条第四項の規定による公示
14	第五十一条において準用する第四十

十二 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第五十号）の施行に関する事務	
15	三條（第二項を除く。）の規定による山梨県公益認定等審議会への諮問 第五十二条において準用する第四十条第一項の規定による諮問に対する答申の公表
1	第六十七条第二項の規定による特例財団法人の吸収合併契約の承認に関する手続の承認
2	法第六十九条第一項の規定による特例民法法人の合併の認可
3	第九十二条の規定による特例財団法人の最初の評議員の選任に関する理事の定め
4	第九十四条第六項の規定による特例財団法人の定款の変更の認可
5	第九十六条第一項の規定による特例民法法人に対する必要な措置の命令
6	第九十六条第三項の規定による解散命令の要旨の官報への掲載
7	第四百四条第一項において準用する公益法人認定法第八条の規定による許認可等行政機関、山梨県警察本部長及び国税庁長官等の意見の聴取
8	第四百四条第二項の規定による旧主務官庁の意見の聴取

9	第百八条第一項の規定による公示			
10	第百九条第三項において準用する公益法人認定法第二十九条第四項の規定による公示			
11	第二百十条第四項の規定による旧主務官庁の意見の聴取			
12	第二百二十五条第一項の規定による公益目的支出計画の変更の認可			
13	第二百二十九条の規定による移行人に対する必要な措置の勧告			
14	第二百二十九条第二項の規定による移行人に対する勧告に係る措置の命令			
15	第百三十八条第二項において準用する第百三十三条第二項、第三項（第三号を除く。）及び第四項の規定による山梨県公益認定等審議会への諮問			
16	第百三十九条において準用する公益法人認定法第四十四条第一項の規定による諮問に対する答申の公表			

別表第二の三の表医務課の項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第二の五の表職業能力開発課の項第三号17中「第四十二条において準用する民法第四十条」を「第三十五条第四項」に改め、同号18中「第四十三条において準用する民法第五十六条」を「第三十七条の七」に改め、同号25中「民法第五十六条」を

「第三十七条の七」に改める。

別表第二の七の表農政総務課の項第三号3中「第四十二条において準用する民法第五十六条」を「第三十三条の六」に改める。

（山梨県水産業協同組合法施行細則の一部改正）

第七条 山梨県水産業協同組合法施行細則（昭和四十三年山梨県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「民法（明治二十九年法律第八十九号）第七十条の規定による破産手続開始の申立があつたことを知つたとき、又は」を削る。

第十六条中「よつて」を「より」に改め、同条第十五号中「民法第七十条に基づき」を「破産手続開始に関する」に改める。

第十五号様式中「~~民法第七〇条に~~」を「~~破産手続開始に関する~~」に改める。

（山梨県土地改良法施行細則の一部改正）

第八条 山梨県土地改良法施行細則（昭和四十八年山梨県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第十五号中「第七十六条」を「第七十一条の二」に改める。

第十五号様式中「第七〇条に」を「第七十一条の二」に改める。

（山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則の一部改正）

第九条 山梨県母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和五十七年山梨県規則第十九号）の一部を次のように改正する。

第四条中「又は寄附行為」を削る。

第四号様式中「~~又は寄附行為~~」を削る。

（山梨県児童福祉法施行細則及び山梨県障害者自立支援法施行細則の一部改正）

第十条 次に掲げる規則の規定中「である種別」を「の種別」に改め、「~~、~~」を「~~、~~」に改め、「~~」を削る。~~」を削り、「~~」を削る。~~」を削る。

一 山梨県児童福祉法施行細則（昭和六十二年山梨県規則第十五号）第四号様式の七

二 山梨県障害者自立支援法施行細則（平成十八年山梨県規則第三号）第六号様式の二

（山梨県獣医療法施行細則の一部改正）

第十一条 山梨県獣医療法施行細則（平成五年山梨県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第一号様式中「~~又は~~」を削る。

(山梨県特定非営利活動促進法施行細則の一部改正)

第十二条 山梨県特定非営利活動促進法施行細則(平成十年山梨県規則第六十五号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項の表一の項中、「において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第五十一条第一項」を削る。

第十一条第二項中、「第四十条において準用する民法(明治二十九年法律第八十九号)第七十七条第二項」を、「第三十一条の八」に改める。

第十三条中、「第四十条において準用する民法第八十三条」を、「第三十一条の三」に改める。

第八号様式中「第40条において備用する民法第77条第2項」を「第31条の8」に改める。

第十号様式中「第40条において備用する民法第83条」を「第32条の3」に改める。

(山梨県情報公開条例施行規則の一部改正)

第十三条 山梨県情報公開条例施行規則(平成十二年山梨県規則第三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の三の項口中、「民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人」を、「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改める。

(山梨県中小企業高度化資金貸付規則の一部改正)

第十四条 山梨県中小企業高度化資金貸付規則(平成十二年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項第二号中、「公益法人」を、「一般社団法人等」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成二十年十二月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日前に民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人の設立関係者が地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)第七十三条の四第一項第三号又は第七号に規定する施設の用に供する目的で取得した不動産については、第三条の規定による改正前の山梨県県税条例施行規則第二十二條の十二第四号の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同号中「当該法人が」とあるのは、「当該法人(一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第四十条第一項の規定により存続する一般社団法人又は一般財団法人

を含む。)が」とする。

(山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則の一部改正)

3 山梨県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する規則(平成十八年山梨県規則第二号)の一部を次のように改正する。

別表第一中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から十一の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第二中一の項を削り、二の項を一の項とし、三の項を二の項とする。

別表第三中五の項を削り、六の項を五の項とし、七の項から九の項までを一項ずつ繰り上げる。

山梨県規則第四十九号

建築士法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十年十一月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

建築士法施行細則及び山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

(建築士法施行細則の一部改正)

第一条 建築士法施行細則(昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の一部を次のように改正する。

題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第一章 総則(第一条・第二条)

第二章 免許(第三条 第十二条)

第三章 指定登録機関(第十三条 第二十四条)

第四章 試験(第二十五条 第四十条)

第五章 建築士事務所(第四十一条 第四十四条)

第一章 総則

第一条中「及び建築士法施行規則」を、「建築士法施行規則」に改め、「施行規則」という。の下に「及び建築士法に基づく中央指定登録機関等に関する省令(平成二十年国土交通省令第三十七号。以下「機関省令」という。)」を加える。

第二条中「施行規則」の下に「機関省令」を加え、同条ただし書中「第十条の二第一項」を「第十条の三第一項」に改め、同条の次に次の章名を付する。

第二章 免許

第五条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、同条第五号中「又は業務停止」を「業務停止又は免許の取り消し」に改め、同条を同条第四号とし、同条に次の二号を加える。

五 法第二十二條の二に規定する講習を受けた年月日及び当該講習の修了証の番号
六 法第二十四條第二項に規定する講習の課程を修了した者にあつては、当該講習を修了した年月日及び当該講習の修了証の番号

第六条第一項中「又は第三号」を削り、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第七条第一項中「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に改め、「添え」の下に「これを」を加え、同条第二項中「よつて」を「より」に、「免許証を」を「免許証又は免許証明書を」に、「五日」を「十日」に改める。

第八条の見出しを「(免許証等の返納等)」に改め、同条第三項を削り、同条第二項中「死亡し又は失その宣告」を「失踪の宣告」に、「死亡又は失その」を「失踪の」に、「死亡又は失その宣告」を「失踪の宣告」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「免許の取消」を「法第九条第一項第一号の規定による免許の取消」に改め、「免許証」の下に「又は免許証明書」を「添え」の下に「これを」を加え、同項を同条第二項とし、同項の前に次の一項を加える。

二級建築士又は木造建築士は、法第八条の二(同条第三号に該当する場合に限る。)の規定による届出をする場合においては、届出書に、免許証又は免許証明書を添え、これを知事に提出しなければならない。

第八条第四項中「第九条前段」を「第九条第一項(同項第一号及び第二号に該当する場合を除き、同項第三号に該当する場合にあつては、法第八条の二第三号に該当する場合に限る。)(に、よつて」を「より」に、「取消された」を「取り消された」に、「五日」を「十日」に改め、「免許証」の下に「又は免許証明書」を加える。

第九条第一項中「前条第二項及び第三項の」を「前条第三項に規定する」に改め、同条第二項中「よつて」を「より」に改める。

第十一条の見出し中「免許証」を「免許証等」に改め、同条第一項中「よつて、」を「より」に、「免許証」を「免許証又は免許証明書」に、「領置することができる」を「領置することができる」に改める。

第二十一条の見出し中「登録簿」を「登録簿等」に改め、同条第一項中「一級建築士事務所登録簿、二級建築士事務所登録簿及び木造建築士事務所登録簿(以下「登録簿」といふ。))」を「法第二十三條の九第一項第一号から第三号までに定める書類(以下「登録簿等」といふ。))」に、「登録簿の閲覧所」を「閲覧に供する場所(以下「

の条において「閲覧所」といふ。))」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が、法第二十六條の三第一項の規定により指定事務所登録簿を指定した場合にあつては、登録簿及び法第二十三條の九第三号に掲げる書類の閲覧の場所は、指定事務所登録簿機関が定める。

第二十一条第二項を次のように改める。

2 閲覧所の定期休日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日並びに一月二日及び同月三日とする。

第二十一条に次の五項を加え、同条を第四十四条とする。

3 知事は、登録簿等の整理その他の必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示しなければならない。

4 登録簿等の閲覧時間は、前二項に規定する休日を除き午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

5 登録簿等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧申請書(第六号様式)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

6 登録簿等を閲覧する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 係員の指示に従つて指定の場所で閲覧すること。
- 二 名簿を汚損し、又はき損しないこと。
- 三 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。

7 知事は、登録簿等を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

第二十条中「第二十三條の六」を「第二十三條の七」に改め、同条を第四十三條とし、第十九條を第四十二條とし、同条の前に次の章名及び一條を加える。

第五章 建築士事務所

(建築士事務所の登録申請)

第四十一条 法第二十三條の二の規定による建築士事務所についての登録申請書は、正本一通及び副本二通を知事に提出しなければならない。

第十八條の八の見出し中「二級建築士等試験事務」を「指定試験機関の二級建築士等試験事務」に改め、同条中「第十五條の十七第五項」を「第十五條の六第三項」に、「第十五條の十三第一項」を「第十條の十五第一項」に改め、同条第二号中「休止」を「休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止」に改め、同条を第三十九條とし、同条の次に次の一條を加える。

(公示)

第四十条 法第十五条の六第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県公報に掲載することによつて行う。

第十八条の七の見出しを「(指定試験機関の事業計画等の認可の申請)」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項前段」を「第十条の十一第一項前段」に改め、「申請書に」の下に「、当該認可に係る」を加え、「添付して」を「添え、これを」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項後段」を「第十条の十一第一項後段」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 変更しようとする事項

第十八条の七第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十七条とする。

二 変更しようとする年月日

第三十七条の次に次の一条を加える。

(二級建築士等試験事務の実施結果の報告)

第三十八条 指定試験機関は、二級建築士等試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 試験年月日

二 試験地

三 受験申込者数

四 受験者数

五 合格者数

六 合格年月日

2 前項の報告書には、合格者の受験番号、氏名及び生年月日を記載した合格者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等(第一項の報告書及び前項の添付書類をいう。以下この項において同じ。)の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定試験機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

第十八条の六の見出しを「(指定試験機関の試験事務規程の認可の申請)」に改め、同条第一項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項前段」を「第十条の九第一項前段」に改め、「申請書に」の下に「、当該認可に係る同項に規定する」を加え、「添付して」を「添え、これを」に改め、同条第二項中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項後段」を「第十条の九第一項後段」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 変更しようとする事項

第十八条の六第二項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条を第三十六条とする。

二 変更しようとする年月日

第十八条の五の見出し中「試験委員の選任又は」を「指定試験機関の試験委員の選任及び」に改め、同条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第三項」を「第十五条の三第三項」に改め、同条後段を削り、同条第一号中「となつた者又は試験委員であつた者」を削り、同条第三号を次のように改め、同条を第三十五条とする。

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

第十八条の四の見出しを「(指定試験機関の役員の選任及び解任の認可の申請)」に改め、同条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同条後段を削り、同条に次の一号を加える。

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

第十八条の四に次の一項を加え、同条を第三十四条とする。

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当該選任に係る者の就任承諾書及び法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

第十八条の三の見出し中「名称等」を「指定試験機関の名称等」に改め、同条中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第二項」を「第十条の六第二項」に改め、同条第一号及び第二号を次のように改め、同条を第三十三条とする。

一 変更後の指定試験機関の名称若しくは住所又は二級建築士等試験事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

第十八条の二の見出し中「指定」を「指定試験機関の指定」に改め、同条第一項中

「第十五条の十七第二項」を「第十五条の六第二項」に改め、「する者」の下に、「(次項第十一号において「指定申請者」という。)」を加え、同条第二項第一号中「又は寄附行為」を削り、同項第二号中「前事業年度の」を「前事業年度における」に改め、「貸借対照表」の下に、「(申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録)」を加え、同項第九号中「なるべき」を「なる」に改め、同条を同項第十二号とし、同項第八号中「法第十五条の十七第五項」を「指定申請者が法第十五条の六第三項」に、「第十五条の三第二項第四号」を「第十条の五第二項各号」に、「旨の誓約書」を「旨を誓約する書面」に改め、同条を同項第十一号とし、同項第七号中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の六第一項」を「第十五条の三第一項」に改め、同条を同項第十号とし、同項第六号中「実施」の下に、「の方法」を加え、同条を同項第九号とし、同項第五号中「行うために必要な設備の概要を記載した書類」を「行おうとする事務所ごとの試験用設備の概要及び整備計画を記載した書類」に改め、同条を同項第七号とし、同条の次に次の一号を加える。

八 現に行つている業務の概要を記載した書類

第十八条の二第二項第四号中「役員の」の下に、「氏名及び」を加え、同条を同項第五号とし、同条の次に次の一号を加える。

六 組織及び運営に関する事項を記載した書類

第十八条の二第二項第三号の次に次の一号を加え、同条を第三十二条とする。

四 申請に係る意思の決定を証する書類

第十八条の見出し中「措置」の下に、「に関する報告書」を加え、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「前項の規定により第一項」を「法第十三条の二第二項の規定により同条第一項」に、「権限」を「職権」に改め、同条を第三十一条とし、第十七条を第三十条とする。

第十六条第一項第一号イ中「学校を」の下に、「国土交通大臣が指定する建築に関する科目を修めて」を加え、「代る」を「代わる」に改め、同項第二号中「実務」を「建築実務」に改め、「書類」の下に、「及び当該建築実務の経験を証する書類(その証する書類を得られない正当の事由がある場合においては、これに代わる適当な書類)」を加え、同項第三号中「五・五センチメートル、横四センチメートル」を「四・五センチメートル、横三・五センチメートル」に改め、同条第二項第一号中「第十四条」を「第二十七条」に改め、同項第二号中「正規の建築に関する課程」を「国土交通大臣の指定する建築に関する科目」に改め、同条を第二十九条とし、第十五条を第二十条とする。

第十四条第二項中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に、「第十

六条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第二十七条とし、第十三条を第二十六条とする。

第十二条の見出し中「実務」を「建築実務」に改め、同条中「第十五条第一号、第二号及び第四号」を「第十五条第二号及び第四号」に、「建築に関する」を「建築」に改め、同条を第二十五条とし、同条の前に次の章名を付する。

第四章 試験

第十一条の次に次の一条及び一章を加える。

(名簿の閲覧)

第十二条 知事は、法第六条第二項の規定により名簿を一般の閲覧に供するため、閲覧に供する場所(以下この条において「閲覧所」という。)を県土整備部建築指導課内に置く。ただし、知事が法第十条の二十第一項の規定により二級建築士及び木造建築士の登録の実施に関する事務並びに名簿を一般の閲覧に供する事務(以下「二級建築士等登録事務」という。)を行わせる者(以下「指定登録機関」という。)を指定した場合にあつては、閲覧所は、指定登録機関が定める。

2 閲覧所の定期休日は、国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに十二月二十九日から同月三十一日までの日並びに一月二日及び同月三日とする。

3 知事は、名簿の整理その他の必要があると認めるときは、臨時に休日を設け、又は閲覧時間を短縮することができる。この場合においては、その旨を閲覧所に掲示しなければならない。

4 名簿の閲覧時間は、前二項に規定する休日を除き午前九時三十分から午後四時三十分までとする。

5 名簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備えてある閲覧申請書(第六号様式)に必要な事項を記入し、知事の承認を受けなければならない。

6 名簿を閲覧する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 係員の指示に従つて指定の場所で閲覧すること。
- 二 名簿を汚損し、又はき損しないこと。
- 三 他人に迷惑を及ぼすような行為をしないこと。
- 7 知事は、名簿を閲覧する者が前項の規定に違反したときは、閲覧を停止し、又は禁止することができる。

第三章 指定登録機関

(指定の申請)

第十三条 法第十条の二十第二項の規定による指定を受けようとする者(次項第八号において「指定申請者」という。)は、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に

提出しなければならない。

一 名称及び住所

二 二級建築士等登録事務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 二級建築士等登録事務を開始しようとする年月日

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 定款及び登記事項証明書

二 申請の日の属する事業年度の前事業年度における財産目録及び貸借対照表（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあつては、その設立時における財産目録）

三 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び収支予算書

四 申請に係る意思の決定を証する書類

五 役員の名及び略歴を記載した書類

六 現に行っている業務の概要を記載した書類

七 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十一項に規定する二級建築士等登録事務の実施に関する計画を記載した書類

八 指定申請者が法第十五条の六第三項において準用する法第十条の五第二項各号に該当しない旨を誓約する書面

九 その他参考となる事項を記載した書類

（名称等の変更の届出）

第十四条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第二項の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を知事に提出しなければならない。

一 変更後の指定登録機関の名称若しくは住所又は二級建築士等登録事務を行う事務所の所在地

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（役員の変更及び解任の認可の申請）

第十五条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の七第一項の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 役員として選任しようとする者又は解任しようとする役員の名

二 選任又は解任の理由

三 選任の場合にあつては、その者の略歴

2 前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、当

該選任に係る者の就任承諾書及び法第十条の二十第三項において準用する法第十条の五第二項第四号イ又はロのいずれにも該当しない旨を誓約する書面を添付しなければならない。

（登録等事務規程の認可の申請）

第十六条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る同項に規定する登録等事務規程を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の九第一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（事業計画等の認可の申請）

第十七条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十一第一項前段の規定による認可を受けようとするときは、申請書に、当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添え、これを知事に提出しなければならない。

2 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十一項後段の規定による認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする年月日

三 変更の理由

（登録状況の報告）

第十八条 指定登録機関は、事業年度の各四半期の経過後遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該四半期における二級建築士及び木造建築士の登録、登録事項の変更の届出及び登録の抹消の件数

二 当該四半期の末日における二級建築士及び木造建築士の人数

2 前項の報告書には、名簿の登録事項を記載した登録者一覧表を添付しなければならない。

3 報告書等第一項の報告書及び前項の添付書類をいつ。以下この項において同じ。）の提出については、当該報告書等が電磁的記録で作成されている場合には、次に掲げる電磁的方法をもつて行うことができる。

一 指定登録機関の使用に係る電子計算機と知事の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの

二 磁気ディスク等をもつて調製するファイルに情報を記録したものを知事に交付する方法

(不正登録者の報告)

第十九条 指定登録機関は、二級建築士又は木造建築士が偽りその他の不正の手段により登録を受けたと思料するときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した報告書を知事に提出しなければならない。

一 当該二級建築士又は木造建築士に係る登録事項

二 偽りその他の不正の手段

(二級建築士等登録事務の休廃止の許可の申請)

第二十条 指定登録機関は、法第十条の二十第三項において準用する法第十条の十五第一項の規定による許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を知事に提出しなければならない。

一 休止し、又は廃止しようとする二級建築士等登録事務の範囲

二 休止し、又は廃止しようとする年月日及び休止しようとする場合にあつては、その期間

三 休止又は廃止の理由

(指定登録機関への書類の交付)

第二十一条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、次の各号に掲げる届出又は報告書の提出を受けたときは、指定登録機関に対し、それぞれ当該各号に掲げる事項を記載した書類を交付するものとする。

一 法第五条の二若しくは法第八条の二又は第八条第三項の規定による届出 当該届出に係る事項

二 機関省令第四十条第四項又は第四十三条第四項の規定による報告書の提出 機関省令第四十条第二項第二号イ又は第四十三条第二項第二号イの修了者一覧表に記載された事項

三 第三十八条第一項の規定による報告書の提出 同条第二項の合格者一覧表に記載された事項

(免許の取消し等の処分通知)

第二十二条 知事は、指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合において、法

第九条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士の免許を取り消したとき

又は法第十条第一項の規定により二級建築士若しくは木造建築士に対し戒告し、若しくは一年以内の期間を定めて業務の停止を命じ、若しくはその免許を取り消したときは、次に掲げる事項を指定登録機関に通知するものとする。

一 処分を受けた者の登録番号及び登録年月日

二 処分を受けた者の氏名、生年月日及び住所

三 処分内容及び処分を行った年月日

(公示)

第二十三条 法第十条の二十第三項において準用する法第十条の六第一項及び第三項、第十条の十五第三項、第十条の十六第三項並びに第十条の十七第三項の規定による公示は、県公報で告示することによつて行つ。

(指定登録機関が二級建築士等登録事務を行う場合における規定の適用)

第二十四条 指定登録機関が法第十条の二十第一項に規定する二級建築士等登録事務を行う場合における第三条第一項、第四条、第六条、第七条、第八条第四項及び第九条の規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定登録機関」と、第四条中「申請者が二級建築士となる資格を有すると認められたときは、申請者に第二号様式による二級建築士免許証を、申請者が木造建築士となる資格を有すると認められたときは、申請者に第二号様式の二による木造建築士免許証を」とあるのは、「申請者が二級建築士となる資格を有すると認められたときは申請者に二級建築士免許証明書を、申請者が木造建築士となる資格を有すると認められたときは申請者に木造建築士免許証明書を」と、第六条第二項及び第七条第三項中「免許証」とあるのは「免許証明書」と、第七条第二項中「免許証の再交付」とあるのは「免許証明書の再交付」と、第九条第一項中「免許を取り消した場合又は前条第三項の届出があつた場合」とあるのは「知事が免許を取り消した場合又は第二十一条の規定により第八条第三項の規定による届出に係る事項を記載した書類の交付を受けた場合」とする。

第一号様式から第二号様式の二までを次のように改める。

第1号様式(第3条関係)

年 月 日	
山梨県知事 指定登録機関 殿 (名称)	
二級 建築士免許申請書 木造	氏名 印 (署名)
私は、二級 建築士の免許を受けたいので、戸籍謄本(抄本)及び登記事項証明書を添えて、 木造 申請します。 私は、次の事項が真実かつ正確であることを誓います。	
ふりがな	生年月日 年 月 日 性別 男 <input type="checkbox"/> 女 <input type="checkbox"/>
氏名	
本籍	
現住所	
試験選考	二級 建築士試験又は二級 建築士の選考に合格した時期 年 木造 木造
	合格証書の日付 年 月 日 合格証書番号 第 号
欠格事由	1 後見開始又は保佐開始の審判(禁治産又は いる <input type="checkbox"/> いない <input type="checkbox"/> 準禁治産の宣告もこれに該当するとみなされ ます。)を受けていますか。
	2 禁錮以上の刑に処せられたことがあります ある <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> か。 あるときはその罪及び刑 ----- あるときはその刑の執行が終わり、又は執 年 月 日 行を受けることがなくなつた日
	3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の ある <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた ことがありますか。 あるときはその罪及び刑 ----- あるときはその刑の執行が終わり、又は執 年 月 日 行を受けることがなくなつた日
	4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条 ある <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> 第1項の規定により一級建築士、二級建築士 又は木造建築士の免許を取り消されたことが ありますか。 あるときは、その日 年 月 日
	5 建築士法第10条第1項の規定による業務 ある <input type="checkbox"/> な い <input type="checkbox"/> の停止の処分を受け、その停止期間中に建築 士法第9条第1項第1号の規定により一級建 築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取 り消されたことがありますか。 業務の停止の処分を受けたことがあるとき 年 月 日から は、その停止の期間 年 月 日まで
※	※經由庁記載欄 責任者職名 氏名 印
※登録番号	※登録年月日 年 月 日 ※受付番号

注1 数字は、算用数字を用い、※欄を記入せず、□のある欄は該当する□の中にレ印を付けること。

2 外国の建築士免許を受けた者は、「試験選考」欄に、その免許の名称、免許者及び許可の年月日を記入すること。

第2号様式(第4条関係)

二級建築士登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

二級建築士免許証

氏名

年 月 日生

建築士法(昭和25年法律第202号)により二級建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日

山梨県知事

印

(裏)

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

第2号様式の2（第4条関係）

木造建築士登録番号 第 号
登録年月日 年 月 日

木造建築士免許証

氏名

年 月 日生

建築士法（昭和25年法律第202号）により木造建築士の免許を与えたことを証します。

年 月 日

山梨県知事 印

（裏）

講習受講履歴		
講習の種別	修了年月日	修了証番号

「山梨県知
指定登録
（名称）」

姫川卯斐代中「届出人」や「届出者」に「山梨県知事

事

機関 殿 に「免許証」や「免許証（免許証明書）」に添付す。

」

「二級 建築士免許証再交付申請書」や「二級 建築士免許証（免許証明書）」
姫川卯斐代中 木造

再交付申請書」に「免許証」や「免許証（免許証明書）」に「申請人」や「申請

「山梨県知事

者」に「山梨県知事 殿」や「指定登録機関 殿」に添付す。
（名称）」

第六号様式を次のように改める。

第6号様式(第12条、第44条関係)

閲覧申請書

年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 住所
氏名

次の図書の閲覧を申請します。

- 建築士名簿
- 建築士事務所登録簿等

(建築士名簿を閲覧する場合)

- 建築士の氏名

(建築士事務所登録簿等を閲覧する場合)

- 建築士事務所の名称

第七号様式中「(第19条関係)」を「(第42条関係)」に、「屈出人」を「屈出者」に、「山梨県知事」を「山梨県知事 殿」に改める。

(改称)

第八号様式中「(第20条関係)」を「(第43条関係)」に、「第23条の6」を「第23条の7」に、「屈出人」を「屈出者」に、「山梨県知事 殿」を「山梨県知事 殿」に改める。

山梨県知事 殿
指定事務所登録機関 殿
(改称)

第二条 山梨県事務決裁規則(昭和四十三年山梨県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二の八の表建築指導課の項第三号中33を49とし、28から32までを44から48までとし、同号27中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十五第二項」を「第十条の十七第三項」に改め、同号27を同号43とし、同号26中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十五第一項」を「第十条の十七第二項」に改め、同号26を同号42とし、同号25中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十四第四項」を「第十条の十六第三項」に改め、同号25を同号41とし、同号24中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十四第一項」を「第十条の十六第一項」に改め、同号23を同号39とし、同号22中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第二項」を「第十条の十五第三項」に改め、同号22を同号38とし、同号21中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十三第一項」を「第十条の十二第二項」に改め、同号20中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十二第一項」を「第十条の十二第一項」に改め、同号20を同号36とし、同号19中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の十一」を「第十条の十一」に改め、同号19を同号35とし、同号18中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の九第一項」を「第十条の十第一項」に改め、同号18を同号34とし、同号17中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第二項」を「第十条の九

第三項」に改め、同号17を同号33とし、同号16中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の八第一項」を「第十条の九第一項」に改め、同号16を同号32とし、同号15中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第二項(第十五条の六第四項において準用する場合を含む。)」を「第十条の七第二項」に改め、同号15を同号31とし、同号14中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の五第一項」を「第十条の七第一項」に改め、同号14を同号30とし、同号13中「第十五条の十七第五項」を「第十五条の六第三項」に、「第十五条の四第一項」を「第十条の六第一項」に改め、同号13を同号29とし、同号12中「第十五条の十七第三項(同条第五項において準用する場合を含む。)」を「第十五条の六第三項」において準用する第十五条の二第三項」に改め、同号12を同号28とし、同号11中「第十五条の十七第一項」を「第十五条の六第一項」に改め、同号11を27とし、7から10までを23から26までとし、6の次に次のように加える。

7	第十条の二十第一項の規定による都道府県指定登録機関の指定			
8	第十条の二十第三項において準用する第十条の六第一項及び第三項の規定による公示			
9	第十条の二十第三項において準用する第十条の七第一項の規定による県指定登録機関の役員を選任及び解任の認可			
10	第十条の二十第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員解任命令			
11	第十条の二十第三項において準用する第十条の九第一項の規定による県指定登録機関の登録事務規程の認可			
12	第十条の二十第三項において準用する第十条の九第三項の規定による県指定登録機関の登録事務規程の変更命令			

13	第十条の二十第三項において準用する第十条の十第一項の規定による県指定登録機関の事業計画等の認可			
14	第十条の二十第三項において準用する第十条の十二の規定による県指定登録機関の監督命令			
15	第十条の二十第三項において準用する第十条の十三第一項の規定による県指定登録機関への報告の徴収及び立入検査			
16	第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第一項の規定による県指定登録機関の二級建築士等登録事務の休廃止等の許可			
17	第十条の二十第三項において準用する第十条の十五第二項の規定による公示			
18	第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による県指定登録機関の指定の取消し			
19	第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定の取消し及び二級建築士等登録事務の停止命令			
20	第十条の二十第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による公示			
21	第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による二級建築士等登録事務の実施			
22	第十条の二十第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による公示			

別表第二の八の表建築指導課の項第二号に次のように加える。

50	第二十六条の三第一項の規定による指定事務所登録機関の指定			
51	第二十六条の三第三項において準用する第十条の六第一項及び第三項の規定による公示			
52	第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第一項の規定による県指定事務所登録機関の役員を選任及び解任の認可			
53	第二十六条の三第三項において準用する第十条の七第二項の規定による役員解任命令			
54	第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第一項の規定による県指定事務所登録機関の登録事務規程の認可			
55	第二十六条の三第三項において準用する第十条の九第三項の規定による県指定事務所登録機関の登録事務規程の変更命令			
56	第二十六条の三第三項において準用する第十条の十第一項の規定による県指定事務所登録機関の事業計画等の認可			
57	第二十六条の三第三項において準用する第十条の十第二項の規定による県指定事務所登録機関の監督命令			
58	第二十六条の三第三項において準用する第十条の十第三項の規定による県指定事務所登録機関への報告の徴収及び立入検査			
59	第二十六条の三第三項において準用する第十条の十			

<p>五第一項の規定による県指定事務所登録機関の事務所登録等事務の休廃止等の許可</p>	<p>60 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十五第三項の規定による公示</p>	<p>61 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第一項の規定による県指定事務所登録機関の指定の取消し</p>	<p>62 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第二項の規定による指定の取消し及び事務所登録等事務の停止命令</p>	<p>63 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十六第三項の規定による公示</p>	<p>64 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第二項の規定による事務所登録等事務の実施</p>	<p>65 第二十六条の三第三項において準用する第十条の十七第三項の規定による公示</p>	<p>六 建築士法 施行細則 (昭和二十六年山梨県規則第三十四号)の施行</p> <table border="1" data-bbox="167 347 454 1064"> <tr> <td data-bbox="167 347 327 1064"> <p>2 第四十四条第五項の規定による登録簿等の閲覧の承認</p> </td> <td data-bbox="327 347 454 1064"> <p>1 第十二条第五項の規定による名簿の閲覧の承認</p> </td> </tr> </table>	<p>2 第四十四条第五項の規定による登録簿等の閲覧の承認</p>	<p>1 第十二条第五項の規定による名簿の閲覧の承認</p>
<p>2 第四十四条第五項の規定による登録簿等の閲覧の承認</p>	<p>1 第十二条第五項の規定による名簿の閲覧の承認</p>								

別表第二の八の表建築指導課の項中第二十号を第二十一号とし、第六号から第十九号までを一号ずつ繰り下げ、第五号の次に次の一号を加える。

<p>に関する事 務</p>	<p> </p>
--------------------	----------

附則

- (施行期日)
1 この規則は、平成二十年十一月二十八日から施行する。
- (経過措置)
2 第一条の規定による改正前の建築士法施行細則(附則第四項において「旧規則」という。)(第二号様式及び第二号様式の二(次項)においてこれらを「旧様式」という。)(による二級建築士免許証及び木造建築士免許証は、同条の規定による改正後の建築士法施行細則(以下「新規則」という。)(第二号様式及び第二号様式の二(次項)において「新様式」という。)(の規定にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に旧様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を受けている二級建築士又は木造建築士は、新様式による二級建築士免許証又は木造建築士免許証の交付を申請することができる。この場合において、当該交付の申請は、新規則第六条第一項の規定による登録事項の変更の届出とみなす。
- 4 この規則の施行の際現に旧規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、新規則のこれらの規定に相当する規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 5 次に掲げる者が二級建築士試験又は木造建築士試験を受けようとする場合の受験申込書に添付すべき書類(新規則第二十九条第一項第二号及び第三号に掲げる書類を除く。)(については、なお従前の例による。
- 一 この規則の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)(前に建築士法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第百十四号。以下この項において「改正建築士法」という。)(第一条の規定による改正前の建築士法(以下この項において「旧建築士法」という。)(第十五条第一号に規定する課程を修めて卒業した者
- 二 施行日前から引き続き旧建築士法第十五条第二号に規定する課程に在学する者(改正建築士法附則第三条第三項に規定する国土交通大臣が定める者を含む。)(で施行日以後に当該課程を修めて卒業したもの
- 三 改正建築士法附則第三条第六項各号に掲げる者
- 6 施行日から平成二十年十一月三十日までの間における新規則第十三条第二項第一号及び第三十二条第二項第一号の規定の適用については、これらの規定中「定款」とあるのは、「定款又は寄附行為」とする。